

● 基本理念

『小さくてもつながりは強く～日常に福祉を添えて～』

住民が健康で豊かな生活を送ることができる、さらには、誰もが参加できる活動の場づくりや仲間づくりを通して、地域とのつながりを高め、充実した施策の展開をすることによって、青森県型地域共生社会の実現を目指す取組みを推進します。

● 基本方針

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な存在として多くの団体や関係者の支援を受け、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命としています。

本会では、各種関係団体との連携を強化し、住民参加・協働による福祉社会の実現、地域における利用者本位の福祉サービスの実現、地域に根ざした総合的な支援体制の実現、地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取組みへのたゆみない挑戦を基本方針とし事業を展開します。

また、社会福祉法人の経営確立のためにも、すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守しながら、地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たす必要があります。事業の展開にあたっては、住民参加を徹底し、事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自立した経営を行わなければなりません。

これらを踏まえ、生活の質の維持と向上のために、住民や多様な公私の関係機関と連携し、社会資源の開発や地域社会のニーズの把握、活動計画の立案や課題の解決に向け「横のつながり」を重視した取組みを行います。さらに、住民主体の地域福祉を推進するにあたり、住民の生活課題を地域が認識して対応し、住民の意思が反映できる仕組みを構築・展開するよう努めます。

■基本目標1 好循環型地域づくりの推進

誰もが安心して共生できる地域福祉を推進していくとともに、生活の基盤として地域社会をより良くすることで、地域生活の質の向上及び地域の活性化に「還元」していく循環型の取組みを行い、福祉領域だけでなく、商業・サービス業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、まちおこし、交通等を含め、人・分野・世代を超えて、地域経済・社会全体で相互に支える、支えられる地域共生社会を目指します。

方針1 つながる地域づくり

方針2 支え合う地域づくり

■基本目標2 あなたに寄り添う福祉文化の創造

複合的で複雑な課題を現実を受け止め、地域住民や地域の多様な主体が参画して、人、資源、世代、分野を超えてつながる地域を創造し、共に生きる地域社会の課題を包括的に捉え、共に考え共に解決していく生活に根ざした福祉文化を創造し、地域共生社会を目指します。

方針1 他機関連携

方針2 横断的な支援

方針3 サービスの提供と利用

■基本目標3 未来につなぐ人づくりの推進

共に生きる地域社会を持続していくため、必要に応じてサービスの開発や活動の場を創り出し、地域生活課題を地域住民等が自らの課題として捉え、活動に必要な情報収集、必要な知識、技術の習得等への支援を行うとともに、社会福祉分野等の従事者の資質向上等の人材確保と育成に努めます。

方針1 担い手の確保育成

方針2 多様な財源の活用、効率的な事業の実施

■基本目標4 法人経営の基盤強化

法人経営の環境を的確に把握・分析するとともに、持続可能な安定性のある事業を展開します。

また、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況、実施する福祉サービスの内容等の現状分析を適切に行います。

方針1 経営体制及び組織体制の確立

方針2 役職員の体制

方針3 経営状況の把握

方針4 財政基盤の整備

● 重点目標

- (1) アウトリーチの徹底
- (2) 総合相談・生活支援体制の整備
- (3) 地域づくりのための活動基盤整備

1 好循環型地域づくりの推進

誰もが安心して共生できる地域福祉を推進していくとともに、生活の基盤として地域社会をより良くすることで、地域生活の質の向上及び地域の活性化に「還元」していく循環型の取り組みを行い、福祉領域だけでなく、商業・サービス業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、まちおこし、交通等を含め、人・分野・世代を超えて、地域経済・社会全体で相互に支える、支えられる地域共生社会を目指します。

1. つながる地域づくり

(1) 地域住民活動・ボランティア活動等の推進

地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に支え合い活動やボランティア活動に取り組むことが期待されており、今後ますます広がりを見せるボランティア活動への理解と関心を高め、必要な知識と技術を習得して、気軽に参加・活動できるような取組みを検討します。

①住民主体の社会参加・福祉活動の推進

▼福祉の領域だけでなく、人・分野・世代を超えて「思い」が循環し相互に支え合う・支えられる住民参加の連携・協働の体制づくりを目指して、住民組織や当事者組織、団体・グループ等の地域活動、人材確保・育成を支援します。

○地域福祉活動等助成事業（自主事業）

- ・福祉団体へ運営費の助成（68,000円）
- ・自主的に地域振興の推進活動を行う団体やグループに活動費の助成（50,000円×2団体）
- ・地区会へ助け合い活動費用を助成（500円×7地区それぞれの社協会員世帯数）
- ・学校に福祉教育・ボランティア活動費の助成（50,000円×1校）

<目標>

指標	前年度実績	現状 2月速報値	目標値	備考
	2017年度	2018年度	2019年度	
自主的に地域振興の推進活動を行う団体やグループに活動費の助成	-	1件	2件	
地区会へ助け合い活動費用を助成	-	1件	3件	

②ボランティア活動の推進

▼ボランティア活動等に関する理解と関心を深めるとともに、個人及び組織的な活動の育成援助を行い、体験することによって気づきがあり、知ることによって行動できる実践活動を目指すことによってボランティアセンター機能の充実を図ります。

○ボランティア・地域活動サポート事業

- ・ボランティア登録受付
- ・ボランティア活動保険の取扱い
- ・ボランティア・地域活動の連絡調整
- ・ボランティア・地域活動の企画及び実施

指標	前年度実績	現状 2月速報値	目標値	備考
	2017年度	2018年度	2019年度	
個人ボランティア登録数	32人	26人	40人	
団体ボランティア登録数	1団体	1団体	3団体	

③社会福祉団体への支援

▼地域の社会福祉団体と協働して各事業を展開し、支援します。

- 西目屋村老人クラブ連合会
- 西目屋村身体障害者福祉会
- 西目屋村遺族会
- 西目屋村共同募金委員会

④物品等貸出事業

▼所有する物品等を貸出すことにより、日常生活支援、社会参加、または地域福祉の向上につなげます。

- 車いす、テントなど

⑤生活支援・介護予防サービスの充実を図る協議体への参画

▼住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みることができるよう、生活支援コーディネーターの組織的な補完、地域ニーズの把握、情報の見える化の推進、企画・立案・方針の策定、地域づくりにおける意識統一の場等の支援を行います。

(2) 福祉意識の向上

地域福祉を推進するためには、すべての地域住民が福祉に関する理解を深め、日常生活で互いに助け合う意識や環境づくりが重要です。相手を思いやる気持ちを育み、学習や体験等を通じて知識と技術を習得し福祉意識の向上につなげます。

①住民への福祉教育の充実

▼多分野と連携しながら、住民の身近な生活課題や疑問、地域づくり、ボランティア活動に関する情報提供、知識と技術の習得など体験や学習を通じて個々の資質向上を図ります。

○スキルアップスクール事業（自主事業）

②児童への福祉教育の支援

▼福祉教育の推進を図るため、村内の学校をボランティア活動推進校に指定し、地域や施設利用者との交流、ボランティア体験、環境保全活動等を行い、社会福祉への理解と関心を高め、心豊かな人材育成を支援します。

○ボランティア活動推進校事業（自主事業）

(3) 地域における集いの場の整備

地域社会との関わりが少なくなっている状況から、支援を必要とする人々が孤立したり、引きこもりになる恐れがあります。関係者の連携と住民が互いに支え合う仕組みづくりとして、すべての住民が、生きがいを抱き気軽にいつでも集うことのできる環境の整備を進めます。

①いつでも、だれでも集える場の構築

▼仲間づくりと生きがいの充実、サロンの役割を啓発するとともに、多様なサロンの拡充に努めます。

○ふれあいサロン事業（受託事業）

- ・社協主体型ふれあいサロンの実施（3区域）
- ・住民主体型ふれあいサロンへの支援

指標	前年度実績	現状 2月速報値	目標値	備考
	2017年度	2018年度	2019年度	
サロンの数	4か所	4か所	5か所	

②集いの場への支援

▼地域住民が主体的に集う場所の立ち上げやその活動が維持されるよう、情報提供や取組みへの支援を行います。

③社会参加の促進

- ▼全世代を対象とした社会参加活動や学習活動、当事者の交流会等を実施し心豊かに生きがいの充実を得る機会を提供します。

(4) 誰もが暮らしやすい環境の整備

すべての住民が安心して生活していくため、誰にとっても望ましい地域社会となるよう、共に考え、共に実践していく意識を共通の価値観として形成し、地域福祉を実現していきます。

①区域における地域ネットワークの強化

- ▼住民自らが、区域ごとの取組みを主体的に行うことができるようサポートします。

2. 支え合う地域づくり

(1) 相談支援体制の充実

すべての人が地域で自立して暮らしていくためには、身近なところで気軽に、かつ安心して相談ができる体制が必要です。

地域住民がそれぞれ直面している様々な問題に的確に応えられるよう、その機能を充実させ適切な対応を行うことが期待されています。

すべての住民にとって気軽に安心感のある総合相談窓口として、その機能を果たしていきます。

①心配ごと相談所の充実

- ▼3区域に心配ごと相談員を配置し、地域住民の日常生活上のあらゆる相談に応じます。
- ▼相談員に対する指導及び研究・研修を実施します。
- 心配ごと相談所事業（自主事業）

②広域法律相談所の充実

- ▼津軽地区7市町村社会福祉協議会が協力し、法律相談所を開設して複雑・専門的な相談内容に対応・支援します。
- 広域法律相談所事業（自主事業）

日時：4月～2月 第4金曜日 10時～12時30分

予約制 1日5人（1件30分程度）

(2) 地域関係者及び関係機関等との連携

地域において、潜在化している日常生活上の多様なニーズを民生委員等の地域関係者及び関係機関と連携して、早期把握に努め、必要に応じて適切な相談窓口へつなぐ体制を強化します。

①民生委員・児童委員等との連携強化

▼地域関係者や関係機関と常に情報共有を行い直面する課題を共に考え、必要な情報提供及びサポート体制を整え、相談・支援のための活動基盤の整備と行政とのパートナーシップをさら高め行動します。

(3) にしめや相談支援機関ネットワークの確立

地域住民が直面している様々な問題は、相談者だけでなく、その世帯全体に複数の課題が生じており、包括的な支援が必要な場合があります。制度による縦割り対応ではない相談を受け体制の必要性が高まっており、その機能を充実させ適切な対応を行うことが期待されています。

なんでも相談窓口において、地域住民の相談を受け止め、その複雑・専門的な問題に対し、地域住民及び関係機関が連携した「にしめや相談支援機関ネットワーク」を構築し、バックアップ体制を強化します。

①にしめや相談支援機関ネットワークへの協力

▼「にしめや相談支援機関ネットワーク」に参画し、複合的な課題へ必要な相談支援が円滑に提供されるよう協働するとともに、安定した相談対応を行うことができるよう協力します。

②自立相談支援機関への情報提供

▼複雑・専門的な問題で専門職による多方面からの包括的な支援を必要とする場合は、自立相談支援機関に情報提供を行い、連携して支援を行います。

(4) コミュニティワークの強化

地域に潜在化する地域生活課題を把握し、日常生活を営む上で課題を抱えている住民やその家族に寄り添い、問題解決に向け必要な支援を共に考え、専門職や関係機関と連携しながら包括的に援助すると同時に、支援に必要な資源開発とコーディネートを行い、共に生きる精神的環境の醸成や福祉コミュニティづくり、生活環境等の改善を並行して推進していく機能を充実強化します。

①コミュニティワークの強化

▼地域変革に挑戦する意識をもち、コミュニティワークの向上に努めます。

②アウトリーチの徹底

- ▼地域に出向くことにより、日々の暮らしや地域の中で潜在化する生活課題を把握し、関係機関や民生委員等と協働して地域を基盤とした必要な支援や働きかけにより課題解決につなげるよう努めます。

③西目屋村地域見守りネットワークへの参画

- ▼西目屋村地域見守りネットワークへ参加協力し、地域見守り隊として住民が地域で安心して暮らすことができるよう、支え合い活動を推進します。

2 あなたに寄り添う福祉文化の創造

複合的で複雑な課題を現実を受け止め、地域住民や地域の多様な主体が参画して、人、資源、世代、分野を超えてつながる地域を創造し、共に生きる地域社会の課題を包括的に捉え、共に考え共に解決していく生活に根ざした福祉文化を創造し、地域共生社会を目指します。

1. 他機関連携

(1) 支援関係機関によるチーム支援

支援を必要としている住民が課題を複合的かつ複雑に抱え、多機関にわたる支援が必要な場合に、各専門機関による支援チームを編成し、課題解決のため協働して検討を行い、支援します。

①福祉専門支援チームへの参画

▼多分野の支援関係機関の連携により、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に行われるよう、協力します。

②自立相談支援機関への情報提供と協力

▼抱える問題が複合的かつ複雑であり、解決が困難な場合は、自立相談支援機関に情報提供を行うと共に多機関等と連携・協働し必要なサービスの活用や支援に繋ぐため、協力を求めます。

(2) 協働支援の中核を担う仕組みづくり

複合的な課題を抱える支援を必要とする住民に対して、地域住民や支援関係機関の協働による支援が包括的に展開されるよう、中核的な機能を持つ担い手を設定してその役割を果たします。

①中核的な役割を果たす機能への参画

▼支援を必要とする住民に対し、効果的かつ一体的に支援していくため、その中核の役割を果たすとともに、その機能へ積極的に協力します。

(3) 地域ケア会議の強化

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を進める地域包括ケアシステムの実現に向けて重要な役割を果たします。

近年の複雑・複合化する課題に対し、解決のためその検討について充実強化を図ります。

①地域ケア会議への参加

▼行政が行う地域ケア会議に参加し、地域の現状について情報共有を行い、問題やニーズについて把握するとともに、課題解決に向けその支援を検討します。

(4) 地域住民等との連携

地域の住民が安心して心豊かに暮らせる社会を築くため、地域住民がふれあいの絆の中で自らの能力を最大限に活かしながら、生きがいを持って主体的に暮らし尊厳が保持されるよう、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について地域住民・ボランティアや福祉関係者による把握を行い、地域住民等や関係機関との連携による解決を目指します。

①地域住民や関係機関との連携による支援

▼地域で安心して暮らしていくために、地域住民や関係機関との連携を強化して、支え合い活動を応援します。

2. 横断的な支援

(1) 複合化した課題を有する者への相談支援体制の強化

複雑な課題を抱える世帯等に対し、にしめや相談支援機関ネットワークによる横断的な支援を行い、生活困窮者の早期発見と生活困窮の相談を受け止め、就労訓練、就労の場の開拓や創出等地域づくりにもつなげた支援を行います。

①連携による協力支援

▼「にしめや相談支援機関ネットワーク」への参加協力により、横断的な支援体制に参画します。

②自立相談支援機関との連携

▼対象者の意識や生活の質の向上につながるよう、自立相談支援機関にその解決に資する支援の協力を求め、支援関係機関が連携し、包括的に支援が行われるよう検討します。

③生活支援の充実

▼低所得者、障害者または高齢者世帯に対し、経済的自立を目的に各種資金を貸付け、必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を維持できるよう支援します。

○生活福祉資金貸付事業（受託事業、窓口業務）

- ・総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）
- ・福祉資金（福祉費、緊急小口資金）
- ・教育支援資金（就学支度費、教育支援費）
- ・不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

○たすけあい資金貸付事業（自主事業）

④生活支援の充実

▼食品等のロス削減と地域福祉の増進に資するため、品質に問題はないが、包装が破損している食品等や賞味期限が近いため廃棄対象となる食品、不要な贈答品、日用品を個人・団体から無償で譲受け、生活に困窮する者に必要な食品等の現物を給付して生活再建に向けた支援を行います。

○ライフサポート事業（自主事業）

（２）自殺対策の仕組みづくり

近年は、病気や生活苦に加えて、過労やいじめ、精神疾患や人間関係の悩み等の多様な問題が重なり、自殺に追い込まれていく状況が広がっています。誰もがお互いに尊重し合い、命を大切に作る社会でなければなりません。

自殺を防止するとともに、自殺者の家族や親族等に対する支援の充実を図るため、住民と行政、関係機関が一体となって、自殺対策に取り組むよう努めます。

①命を支えるネットワークの強化

▼地域住民や関係機関との連携を密にし、早期発見や早期対応、自殺願望の要因となっている問題の解決に向けた相談や適切な支援体制の仕組みづくりを図ります。

▼地域社会の一員として出番と役割を創出し、自殺予防や社会的孤立の防止に努めます。

（３）虐待防止等の強化

養護者等による虐待・暴力等の防止、養護者等による虐待・暴力等を受けた者の保護、養護者等に対する支援等に関し、相談・通報体制を整備するとともに、虐待・暴力等の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応ができるよう関係機関と連携し取り組みます。

①虐待等の早期発見とサポート体制の充実

▼西目屋村虐待等防止協議会に参加し、情報共有と支援の検討を行います。

▼地域住民や関係機関との連携を密にし、虐待等の未然防止、早期発見や早期対応等の適切な支援に努めます。

▼リスク要因を有する家庭等の見守り支援を行います。

（４）福祉サービスを必要とする矯正施設等退所後の社会復帰支援

保健医療、福祉等の支援を必要とする矯正施設等退所者が地域社会の一員として生活していくためには、必要な保健医療、福祉サービス等の支援を総合的に適切に提供していく必要があります。

住居や就労の確保等は、地域社会の理解と協力を得て公的な機関や民間団体が連携することにより、効果的な支援が可能となります。矯正施設等退所者に責任のある地域社会の一員として出番と役割を創出し、地域の理解を得られるよう、円滑な社会復帰と再犯防止に努めます。

①社会復帰支援と再犯防止への協力

- ▼福祉サービスを必要とする矯正施設等退所者への社会復帰の支援に協力し、地域関係者の理解と協力を得ながら行政及び関係機関と連携しながら、社会的孤立及び再犯防止に協力します。

(5) 総合的な地域コミュニティの活性化

社会では誰もが共に生き、共に考え支え合いながら心豊かに安心して生活していくことが求められています。日常生活では、福祉分野の領域を超え、住民や地域が抱える生活課題は多岐にわたっています。生活の基盤として、まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通等の多分野連携による地域社会を持続し生活の質が向上していくことで地域コミュニティの活性化につなげ、青森県型地域共生社会の実現を目指します。

①新たな地域コミュニティの創造と支援

- ▼福祉分野のみならず、多分野との連携・協働により幅広い視点に立ち、新しい地域福祉を推進する組織として、住民主体の多様な活動を支援し、住民の活躍の場と出番の創造や地域の生活課題に取り組む活動につなげ、地域の福祉力を高めると同時にコミュニティの活性化に挑戦します。

3. サービスの提供と利用

(1) 福祉サービスの利用に対する相談支援体制の整備

福祉サービスを必要とする地域住民に対し、適切なサービス利用を支援するため、利用者が主体的に選択し、安心して利用できるよう多彩な情報を発信し相談支援関係機関と連携した支援体制を整備します。

①福祉サービスの情報提供

- ▼社会福祉協議会の活動や福祉サービスの内容など、社会福祉に関する情報を広報誌、ウェブサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）など多様な情報媒体を活用して、適切な情報発信に努めます。

○企画広報事業（自主事業）

- ・社会福祉協議会だよりの発行（年5回/550部）
- ・ウェブサイトの運営（ウェブサイトアドレス「<http://nishi-shakyo.pupu.jp/>」）
- ・メールやLINE、Facebook等のSNSを活用した広報等の展開

②支援関係機関との連携

- ▼サービスを必要とする地域住民に対し、支援関係機関と連携しながら協力します。

(2) 共生型サービスの横断的な展開

地域共生社会の実現のため、多機能型サービス等を創出し、多世代が集う居場所づくりを整備することによって、地域住民を結び付け、新たな地域課題の早期発見や多様な社会資源の創出につながるよう、横断的な福祉サービス等の展開を検討します。

①新たな多機能型サービスの検討

▼世代を超えたつながりと役割を創造し、全世代・全対象型とした福祉サービスの提供を検討します。

②共生型サービスの充実

▼高齢者等が地域社会の中で役割をもっていきいきと生活ができるよう、住民、団体、企業など多様な主体と協力しながら自らの生きがいや健康づくりにつながる活動を行うとともに、介護予防や生活支援のサービス基盤ともなる活動を検討します。

③新たな共生型サービスの検討

▼高齢者等が活躍する場を構築することによって、出番と役割を創出し、生きがいを持って生活していくことができるよう検討します。

▼多世代を対象としたコミュニティサロンを開設し、いつでも、誰でも気軽に生きがいを持って参画できるよう整備します。

(3) 権利擁護体制の充実

高齢者や障害者、日常生活上の判断に不安がある方が地域で安心して生活できるよう、日常生活全般、財産管理、消費・契約上の問題に関する相談に関わり、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用を支援します。

①成年後見制度の利用促進

▼高齢や障害などによって日常生活のしづらさを抱えた住民のニーズを的確に把握し、不利益とならないよう制度の周知と、制度の理解のための研修を実施することで成年後見制度利用へつなげます。

②日常生活自立支援事業の利用促進

▼高齢や障害により判断能力が十分でない方への福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理に関する支援を行い、安心して暮らすことができるよう福祉サービスの利用へつなげます。

③福祉サービスに関する意見や苦情の対応

▼地域住民からの意見や苦情に対して、苦情解決第三者委員に報告し、迅速に対応・検討を行い、改善等に努めます。

(4) 利用者の適切なサービス選択の確保

地域住民が必要なときに必要なサービスを安心して利用できるように、第三者機関による福祉サービスの評価や福祉サービス従事者の資質向上に向けた学習など積極的に取り組みを行うよう促し、サービス利用者が適切な選択ができるように努めます。

①適切な福祉サービスの提供

- ▼サービス利用者に対して、社協の取り組みや事業を公開し、必要な人に必要なサービスを提供できるよう努めます。

(5) 安心・安全な地域づくりと日常的な見守り・支援の推進

安心して日常生活を送るためには、地域の防犯や交通安全など生活環境が安心・安全でなくてはなりません。全世代が住みよい地域となるため、交通安全の確保、移動支援、災害対策、公共施設、公衆衛生、教育環境、リサイクル活動など多岐にわたり利便性や公共性、多様なサービスの充実が求められています。さらに災害や緊急事態が発生した場合の助け合いの必要性は、住民意識実態調査からも読み取ることができ、本村では、災害時避難行動要支援者の避難支援ガイドラインに基づく災害時要援護者の避難支援体制の確立を図ります。

①防災・減災対策の充実

- ▼防災意識の向上や災害発生時の住民の安全の確保など災害対策活動を多分野と連携し、減災とすることができる地域づくりを推進します。
 - 防災支援体制の整備
 - 防災物品の整備
 - 災害ボランティアセンター機能の充実強化
 - 火災警報器の給付

②防災・災害ネットワークの充実

- ▼防災意識の向上や災害発生時の住民の安全の確保などの災害対策活動を地域住民や関係機関、行政その他幅広い分野と連携し、避難行動要支援者の支援に協力します
 - にしめや災害ボランティアネットワークの充実強化

③交通安全対策の充実

- ▼交通弱者の生活の不安軽減に向け、移動手段の確保など社会全体で高齢者等の生活を支える体制の整備に努めます。

④避難行動要支援者の把握

- ▼避難行動要支援者を把握するため、避難行動要支援者台帳への登録を進めます。

⑤避難行動要支援者の情報共有

- ▼関係機関と情報共有を行い、避難行動要支援者の情報更新に協力します。

⑥福祉安心電話サービスの利用促進

▼在宅で生活するひとり暮らし高齢者世帯等を対象に緊急時の安全と日常生活の不安解消を行い、地域住民や関係機関による支援ネットワークを築きながら 24 時間体制で見守りを行います。

○福祉安心電話サービス事業（受託事業）

- ・新規事業加入者の拡大（目標人数：2名）
- ・新規協力員の確保（目標人数：8名）
- ・加入者への充実したサービスの継続

⑦安心見守りナビサービスの利用促進

▼在宅で生活するひとり暮らし高齢者世帯等を対象に人工知能・IoTによる見守りシステムを活用した緊急時の安全と日常生活の不安解消を行い、家族をはじめ地域住民や関係機関による支援ネットワークを築きながら 24 時間体制で見守りを行います。

○安心見守りナビサービス事業（受託事業）

⑧安心見守り配食サービスの利用推進

▼在宅のひとり暮らし高齢者等を対象に、食事を配達し、併せて安否確認を行うことによって、在宅生活の維持及び福祉の増進を図ります。

○安心見守り配食サービス事業（受託事業）

- ・昼・夕食の配達（平日）
- ・新規利用者の拡大

指標	前年度実績	現状 2月速報値	目標値	備考
	2017年度	2018年度	2019年度	
延べ利用者人数	102人	73人	100人	
延べ配食数	1,761食	1,253食	1,500食	

2 未来につなぐ人づくりの推進

共に生きる地域社会を持続していくため、必要に応じてサービスの開発や活動の場を創り出し、地域生活課題を地域住民等が自らの課題として捉え、活動に必要な情報収集、必要な知識、技術の習得等への支援を行うとともに、社会福祉分野等の従事者の資質向上等の人材確保と育成に努めます。

1. 担い手の確保育成

(1) 社会福祉従事者の資質向上

支援を必要とする方が必要なサービスを適切に選択し利用できるようにするためには、福祉サービスを提供する人材の質も影響すると考えられます。将来において、充実した福祉サービスの量的拡大が予想されることから、優れた人材の確保と育成を積極的に行います。

①人材育成の強化

▼実践において必要となる専門性の知識と技術の必要性が高まるなか、これを向上させるため、多種多様な学習の機会を提供して社会福祉従事者の資質の向上を図ります。

②ソーシャルワーク体制の整備

▼ソーシャルワークについて再考し、状況に応じた援助技術を実践しながら、柔軟で地域に即した取組みを行います。

(2) 新たな取組みへの支援

地域福祉活動の活性化を促すため、多職種・多団体と協力しながら地域の福祉力を向上させる必要があります。地域関係団体をはじめ、民間の社会福祉施設や企業等の地域福祉活動への新規参入や新規事業の開発など必要な支援を行います。

①地域における公益的な取組み

▼新たな地域貢献として、公益的な取組みを実施できるよう努めます。

②多様な福祉活動の連携と促進

▼地域福祉活動の活性化を推進するため、公的法人と民間事業者としての役割を発揮し、コーディネート機能を強化して、多職種・多団体、民間の社会福祉施設や企業等の地域福祉活動など多様な活動や新たな取組みの活動の充実につなげます。

(3) 地域福祉を推進する人材の養成

地域福祉活動を展開していくため、豊富な知識や経験を持つ人材が推進役となり、地域づくりの役割を果たしていくことが望まれます。

さらに、地域と関係機関をつなぐ役割や集いの場のコーディネートなどの支援を行うことも期待されています。その役割や活動について地域住民が理解を深め、活用し、地域福祉のさらなる充実を図るため人材養成に努めます。

①民生委員児童委員への支援

▼住民が抱えている課題の早期発見及び解決に向かうよう支援するとともに、協力の要請を行います。

②民生委員児童委員の活動の周知

▼民生委員児童委員の活動を住民に周知することにより、活動への理解と関心を高めます。

③民生委員児童委員の資質向上

▼民生委員児童委員の資質向上を促すため、学習の機会を提供します。

④情報の共有

▼個人情報に配慮しながら、必要な情報の共有を行います。

2. 多様な財源の活用、効率的な事業の実施

(1) 多種多様な財源の活用

地域が自分たちに必要なサービスを継続して実施していくためには、安定した地域の自主財源の確保が不可欠です。

さらに、公的財源や民間財源を効果的に組み合わせて実施していくことが必要です。

①各種財源の情報提供

▼地域福祉活動を支えるため、公的財源や民間財源など地域の実情に応じた多様な財源の活用について、情報提供します。

②活動財源の確保

▼極めて公共性の高い地域福祉を推進する中核的な組織であることを重視して、存在意義を明確にし、行政に理解と協力を積極的に働きかけ、住民主体の地域福祉活動のさらなる推進に向け、地域の実情に応じた活動に活用するため、多様な財源の確保に努めます。

③共同募金助成金の確保

▼住民互助のたすけあいを基本とし、地域住民の理解を得て透明性のある誰もが参加しやすい共同募金運動の展開により、財源の確保に努めます。また、募金実績より助成される財源を活用し、地域福祉の向上を図ります。

○企画広報事業（広報誌発行、ウェブサイト運営）

○地域福祉活動等助成事業

○スキルアップスクール事業

○防災・災害対策事業

○ボランティア・地域活動サポート事業

○ボランティア活動推進校事業

（２）各種事業の連携

介護や障害、子ども・子育て支援等地域づくりに資する事業について、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために複数の事業を連携して一体的に実施する必要があります。

①関係機関等との連携と一体的な事業の実施

▼事業の実施にあたり、対象者を区分せず多分野協働で参画し、地域づくりを育む仕組みを展開することによって、効果的な活動の支援と実践に努めます。

②多分野連携の効率的な事業の実施

▼社会福祉の発展に功績のあった方々を表彰し、感謝の意を表するとともに、福祉・保健・医療関係者及び他分野の連携による心豊かに安心して暮らせる社会福祉を目指し、住民及び関係者相互の理解と連携をより一層深めることができるよう実施します。

○社会福祉大会事業（ニシメヤふれあいフェス・隔年開催・2019年度実施なし）

③買物支援の検討

▼買物支援の取組みについて、地域の実情に合った仕組みを地域住民や関係機関等と連携し、複数の事業を一体的に実施できるよう検討します。

4 法人経営の基盤強化

法人経営の環境を的確に把握・分析するとともに、持続可能な安定性のある事業を展開します。

また、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況、実施する福祉サービスの内容等の現状分析を適切に行います。

1. 経営体制及び組織体制の確立

(1) 理事会・評議員会の充実

社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実に、効果的かつ適正に行うため、的確な経営判断と経営責任の負える役員体制を確立し、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、地域住民の参画や理解が得られる組織体制をつくり、その提供する福祉サービスの質の向上並びに法人経営の透明性の確保を図ります。

①定時評議員会の招集（6月）

▼評議員会は全ての評議員で組織され、評議員会は社会福祉法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができます。このため、定時評議員会を、毎会計年度の終了後一定の時期に招集し、評議員会の目的である事項につき、適切な運営に努めます。また、状況に応じ臨時評議員会を招集します。

②理事会の招集（随時）

▼理事会は全ての理事で組織され、理事会は社会福祉法に規定する事項及び定款並びに法人の重要な業務執行等の決定を行います。このため、理事会を必要に応じて招集し、理事会の目的である事項について、適切な運営に努めます。

③監事による理事の職務の執行監査

▼監事は、理事の職務の執行を監査し、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、法人の業務及び財産の状況の調査を行い、不正の行為等がある場合は、理事会及び評議員会に報告します。

(2) 委員会の開催

専門的事項について、委員会を必要に応じて随時開催し、地域福祉の推進に努めます。

①評議員選任・解任委員会

▼評議員の選任及び解任を行うための機関として設置され、必要に応じて招集をし、適切な運営に努めます。

②資金貸付調査委員会

- ▼生活福祉資金の貸付けに関する調査等について、意見を述べ必要な支援を行います。
- ▼たすけあい資金の貸付けに関し、必要に応じて審査・決定等について意見を述べ、必要な支援を行います。

③地域福祉活動計画策定委員会

- ▼地域福祉活動計画の策定について、協議を行います。

(3) 行政、関係機関、各地区会等との連携

住民や福祉関係者による地域の状況把握及び関係機関との連携による地域福祉の推進を目指します。

①行政との連携強化

- ▼青森県型地域共生社会の実現に向け、行政とのパートナーシップを更に高め行動するとともに、世代や分野を超え連携した活動や新たな取組みへの挑戦を協働して実施していきます。

②津軽広域社会福祉協議会連絡協議会への参加協力

- ▼弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村及び板柳町の各社会福祉協議会が相互の地域福祉活動の推進について、津軽広域社会福祉協議会連絡協議会を組織し、単独では解決が難しい支援体制を連携して企画及び実施し、援助することによって、広域的な基盤強化及び福祉向上を目指します。

○津軽広域社会福祉協議会連絡協議会

- ・社会福祉協議会地域福祉活動推進会議
- ・委員研修
- ・功績者への表彰
- ・広域法律相談所の展開
- ・心配ごと相談員研修

③青森県市町村社会福祉協議会連絡会へ参加協力して

- ▼社会福祉協議会が直面する諸問題を明らかにし、その自主的解決のために必要な情報の共有、研鑽、研究・協議等を協働して行い、安定した法人経営に向け基盤強化を図り地域福祉を推進します。

○青森県市町村社会福祉協議会連絡会

④地区会との連携強化

- ▼住民組織である地区会と連携を強化することにより、福祉への理解と関心を深め、住民主体活動の強化を図ります。

2. 役職員の体制

(1) 組織管理体制の強化

社会的な責任を持つ法人として法令遵守、適切な財務管理、福祉サービス利用者に対する権利保護の仕組み、財務諸表や事業内容の情報公開、個人情報の保護、リスクマネジメント等の組織管理体制を強化します。

① 役職員の共通理解

▼本会が具体的に「どのような地域を目指しているか」、そのために「事業等をどのように進めていくのか」など組織の使命やビジョンを改めて確認するとともに、役職員が共通理解をもって日々の実践にあたります。

② 役員研修会の実施

▼役員が共に地域福祉の課題やニーズを調査、把握、研究し、先駆的事業の開発に努め、役員の意識や考え方などトップマネジメント力等の向上を図ります。

③ 職員育成の体制づくり

▼実践において必要となる専門性の知識とスキルが高まるなか、職員育成の体制づくりの取組みなど、すべての職員にとって「働きやすく、やりがいの感じられる」職場づくりを進めます。

○昇格、昇給等の体制整備

○各種資格の取得（社会福祉士、精神保健福祉士、ファイナンシャルプランナー等）

○魅力ある職場づくり

3. 経営状況の把握

(1) 社会福祉事業全体の動向の把握及び分析

福祉サービスのニーズ、潜在的利用者に関するデータ収集など地域の変化、経営環境や課題を把握し、分析することに努めます。

① 地域住民との情報交換

▼地域の現状や問題点、将来像に関する住民の意識共有に努めます。

② 自己評価の実施

▼サービスの質の向上に向け、事業運営における問題点の把握、活動の一定の平準化、より質の高い活動に向けた組織体制の整備、教育的効果、ニーズの的確な把握を行います。

③ PDCAサイクルの継続実施

▼しっかりとした計画を立て、高いパフォーマンスを発揮する意識を持って行動し、より良い方法を模索しながら新たな取組みへ挑戦していきます。

(Plan 計画を立てる、Do 実行する、Check 評価する、Action 改善する)

4. 財政基盤の整備

(1) 活動財源の確保

社会福祉協議会が極めて公共性の高い地域福祉を推進する中核的な団体であることを重視及び存在意義を明確にし、行政に理解と協力を積極的に働きかけ、住民主体の地域福祉活動のさらなる推進に向け、地域の実情に応じた多様な財源（公費、民間財源）の活用による事業等のための財源の確保に努めます。

① 自主財源の確保

▼公的財源のみならず、事業を継続的かつ安定的に実施するために、会員の継続加入の維持に努めます

○一般会員（世帯）一口 1,000 円

○賛助会員（個人）一口 1,000 円

○団体会員（企業・事業所・団体等）一口 5,000 円

▼単に金額の確保だけでなく、地域住民に対して解決が必要となる地域課題やニーズの理解と共感を得るよう、その取組みにより参加と寄付の好循環を目指します。

▼家庭内で不用となった使用可能な物品を寄付していただき、福祉バザーにて安価で提供した収益を各種地域福祉サービスなどの財源として活用していきます。また、取組みにより 3R（Reduceリデュース…廃棄物の発生抑制、Reuseリユース…再使用、Recycleリサイクル…再資源化）の環境と経済が両立した循環型社会への意識向上を図ります。

○福祉バザー

指標	前年度実績	現状 2月速報値	目標値	備考
	2017年度	2018年度	2019年度	
一般会員	381,000 円	373,000 円	391,000 円	
賛助会員	10,000 円	2,000 円	10,000 円	
団体会員	40,000 円	45,000 円	50,000 円	

指標	前年度実績	現状 2月速報値	目標値	備考
	2017年度	2018年度	2019年度	
寄付金	102,300 円	21,200 円	50,000 円	

指標	前年度実績	現状 2月速報値	目標値	備考
	2017年度	2018年度	2019年度	
福祉バザー収益金	30,410 円	24,300 円	30,000 円	